

2025年11月2週バター店頭調査結果

1. 調査方法

調査員が店舗を訪問し、店頭における対象商品の陳列状況及び購入制限などの告知・表示状況を調査。

注1
2. 対象商品

調査対象店舗で家庭消費用として販売されているバター。

注2
3. 調査店舗数

京浜60店＋京阪神40店＝100店

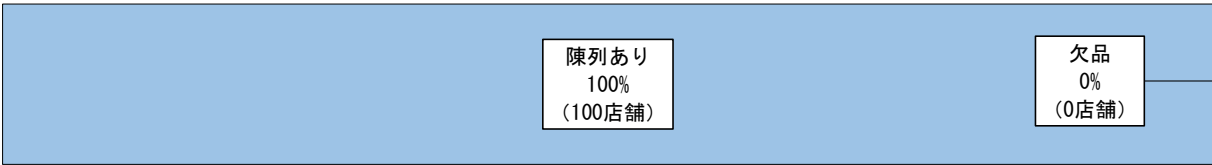
注3、注4
4. 調査日

2025年11月（11月14日（金）～11月16日（日））

注5

注1：購入制限の告知・表示例は、「お一人様1点限り」などを指す。
注2：対象商品は、国内で流通する主要なバター（主に450グラム以下／個）。ただし、バターの原材料（生乳および食塩）以外の食品（果物や植物油脂など）が添加されている商品および、高価格帯（100gあたり400円超）の商品は除く。
注3：調査店舗数は、基本は100店舗で実施しているものの、店舗状況等により調査が出来ないこともあるため変動が生じる。
注4：調査対象店舗の業態は、スーパーマーケットである。
注5：調査日は、調査期間のうちいずれか1日で、調査時間は午前（開店～12時）、午後（12時～15時）、または夕方（15時～19時）。

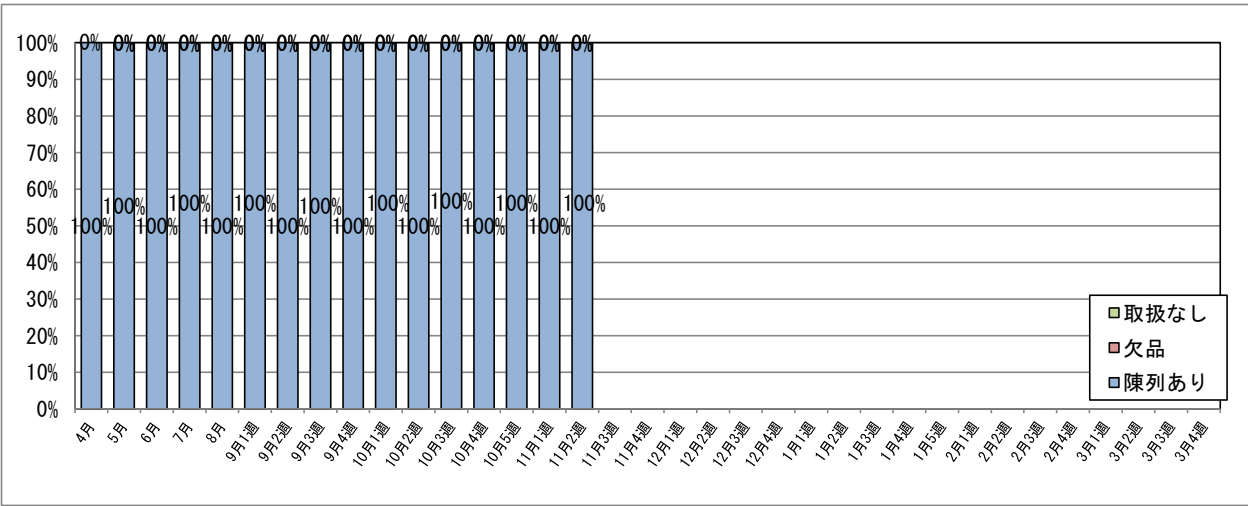
5. 調査結果
(1) 対象商品の陳列状況



全100店舗

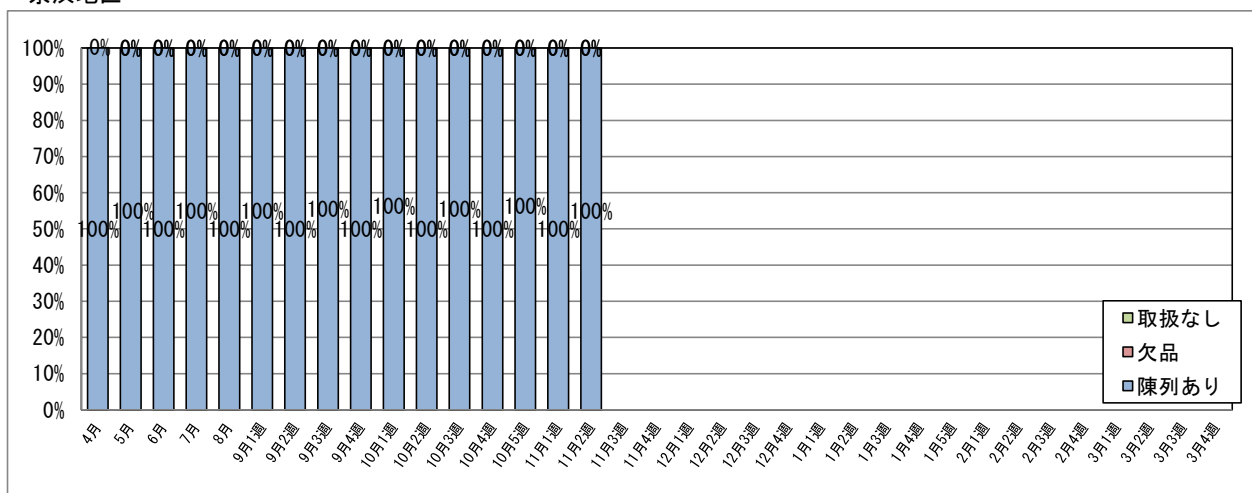
※陳列あり…対象商品の陳列あり
※欠品…対象商品の取扱（棚）はあるが、陳列がない
※取扱なし…対象商品の取扱（棚）がない

（参考：推移）

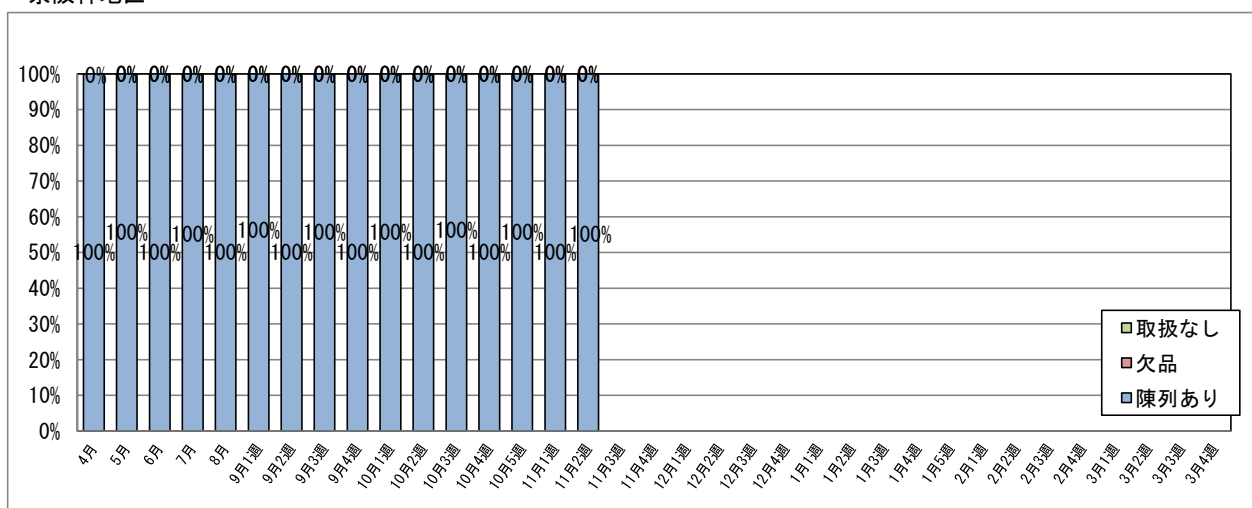


(参考：エリア別推移)

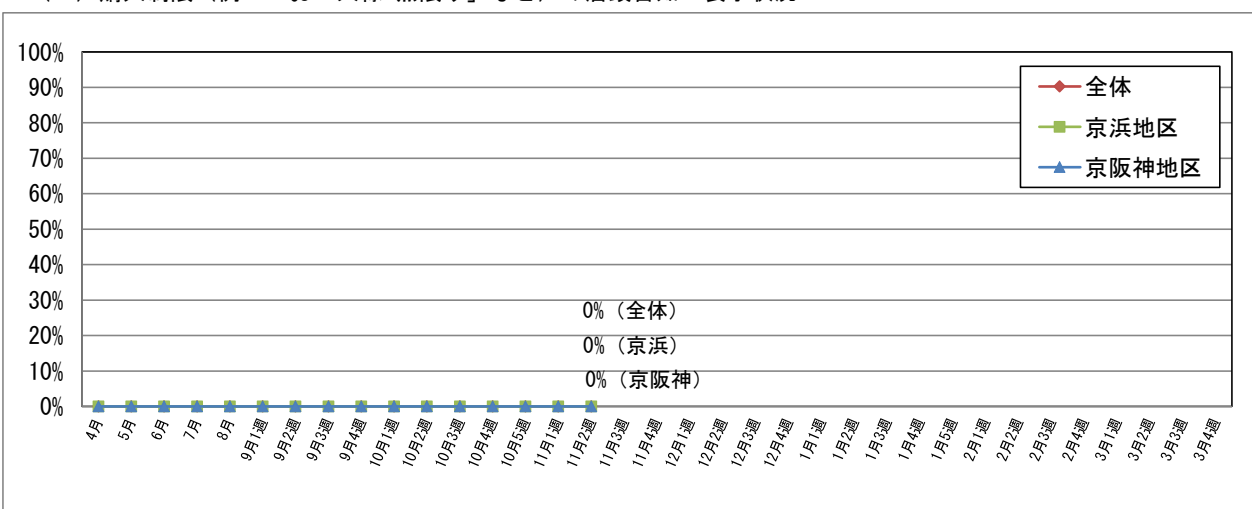
京浜地区



京阪神地区



(2) 購入制限(例:「お一人様1点限り」など)の店頭告知・表示状況



- ・本資料は、株式会社mitorizへ委託調査を実施し、集計した数値をまとめたものである。
- ・本情報は、情報提供を目的とするものであり、提供した情報の利用に関連して、万が一、不利益が被る事態等が生じたとしてもalicは一切の責任を負いません。